

岩手県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月1日

岩手県監査委員 五日市 王
 岩手県監査委員 川村 伸 浩
 岩手県監査委員 五味 克 仁
 岩手県監査委員 中野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県立遠野病院	〃	〃
岩手県立高田病院	〃	〃

2 監査の結果

(1) 岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			人 数	増減率
外来	人 4,714	人 4,684	人 30	% 0.6

(イ) 経営収支

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 44,640	千円 46,201	千円 △1,561	% △3.4
事業費用	79,844	85,548	△5,704	△6.7
収支差引額	△35,204	△39,348	4,144	10.5

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 監査した限りにおいて、監査の対象となった事項が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

(2) 岩手県立遠野病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人	人	人	%

	10,243	11,000	△757	△6.9
外来	24,503	25,820	△1,317	△5.1

(イ) 経営収支

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 652,296	千円 717,416	千円 △65,120	% △9.1
事業費用	859,032	881,719	△22,687	△2.6
収支差引額	△206,736	△164,303	△42,433	△25.8

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、91,770円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立高田病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 5,554	人 3,843	人 1,711	% 44.5
外来	16,965	17,008	△43	△0.3

(イ) 経営収支

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 402,951	千円 363,155	千円 39,795	% 11.0
事業費用	517,924	519,845	△1,921	△0.4
収支差引額	△114,973	△156,690	41,717	26.6

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 監査した限りにおいて、監査の対象となった事項が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。